

# 大阪市水道工事の道路復旧に係る課題検討有識者会議開催要綱

(令和元年7月16日 局長決)

(最近改正令和2年6月25日技術監理担当課長決)

## (目的)

第1条 この要綱は、大阪市水道局発注工事（以下「水道工事」という。）における仕様書と異なる埋戻材料を使用した施工問題の発覚を契機とする、これまでの調査等を踏まえた再発防止策等の対応を再確認するとともに、水道工事の仕様見直し等を含め、今後の水道工事をより適正かつ効率的に実施するため、専門的な知識を有する外部有識者の視点から考察及び意見を求めるために開催する大阪市水道工事の道路復旧に係る課題検討有識者会議（以下「会議」という。）の実施にあたって必要な事項を定めることを目的とする。

## (会議の委員)

第2条 会議の委員は、大阪市役所外部の有識者の中から大阪市水道局長（以下「局長」という。）が委嘱する。

## (会議の座長)

第3条 会議の座長は、委員の互選により定める。

- 2 座長は、会議の議事を進行する。
- 3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第4条 会議は局長が招集する。

- 2 会議には、委員のほか、局長が指名する大阪市水道局職員が出席するものとする。

## (開催期間)

第5条 会議の開催期間は、令和3年3月31日までとする。

## (庶務)

第6条 会議の庶務は、大阪市水道局工務課技術監理担当において処理する。

## (施行の細目)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、局長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和元年7月16日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。